

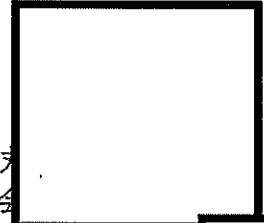
原子力発 第20485号  
令和3年 3月 26日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣  
梶山 弘志 殿

住所  
氏名

香川県高松市  
四国電力株式会社  
取締役社長  
社長執行役員 長井 啓



### 使用前検査申請書の記載内容の変更について

令和元年7月26日付け原子力発 第19167号で申請し、令和2年12月10日付け原子力発 第20355号で変更しました伊方発電所第3号機使用前検査申請書の記載内容を別紙のとおり変更しましたので、原子力発電工作物の保安に関する命令第19条第3項の規定により提出いたします。

以上

1. 使用前検査申請書及びその変更の内容を説明する書類番号

伊方発電所第3号機

使用前検査申請書番号

原子力発 第19167号 (令和元年 7月26日)

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

原子力発 第20355号 (令和2年12月10日)

## 2. 変更の内容及び変更の理由

### 2. 1 使用前検査申請書

(変更前)

#### 【申請書記載事項】

検査希望年月日	(第1号)	自 令和 元年10月 7日 至 令和 3年 3月
	(第5号)	自 令和 3年 2月 至 令和 3年 3月
使用開始予定年月日	令和 3年 3月	

(変更後)

#### 【申請書記載事項】

検査希望年月日	(第1号)	自 令和 元年10月 7日 至 令和 3年 8月
	(第5号)	自 令和 3年 8月 至 令和 3年10月
使用開始予定年月日	令和 3年10月	

#### 変更理由

工事工程の変更及び工事の進捗に伴い、検査希望年月日および使用開始予定年月日に変更が生じたことから、「検査希望年月日」及び「使用開始予定年月日」の記載を変更する。

### 2. 2 工事の工程に関する説明書

変更内容は、添付資料-1のとおり。

### 2. 3 工事の工程における放射線管理に関する説明書

変更内容は、添付資料-2のとおり。

## 3. 添付資料

添付資料-1 「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

添付資料-2 「工事の工程における放射線管理に関する説明書」

変更前

工事の工期に對する説明書

年/月	平成25年												平成26年												平成27年											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
工事工期																																				

- 伊予県建設局
- 伊予市役所
- 伊予市立中央公民館
- 伊予市立中央公民館
- 伊予市立中央公民館
- 伊予市立中央公民館

■：現職工事の期間  
□：使用開始（一併）  
○：使用開始（五割）

変更後

工事の工期に對する説明書

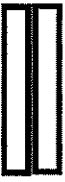

年/月	平成25年												平成26年												平成27年											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
工事工期																																				

- 伊予県建設局
- 伊予市役所
- 伊予市立中央公民館
- 伊予市立中央公民館
- 伊予市立中央公民館
- 伊予市立中央公民館

■：現職工事の期間  
□：使用開始（一併）  
○：使用開始（五割）

変更理由

・工事工程の変更に伴い、現土工事の期間及び使用前検査の工程を変更する。

変更前	変更後
<p>工事の工程における放射線管理に関する説明書</p> <p>1. 検査に伴う放射線管理            (1) 検査中の放射線管理            被ばく低減及び汚染拡大防止を図るため、検査エリアの環境サーベイを実施するとともに、検査に係る者に対し、伊方発電所放射線管理総括内規(細則-2 放射線管理細則)に基づき管理し、保護衣の適切な着用について指導及び助言を行う。</p> <p>(2) 個人線量管理            線量は、ガラスバッジ及び警報付ポケット線量計を用いて測定する。</p> <p>2. 検査場所の区域区分  </p> <p>(1) 汚染区分            A区分 (注1)            B区分 (注2)            (注1) 汚染のおそれのない区域            (注2) 経済産業省告示第百八十七号に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域</p> <p>(2) 線量当量率区分            1 区域：0.1mSv/hを超えるおそれのない区域            2 区域：1mSv/hを超えるおそれのない区域            3 区域：1mSv/hを超えるおそれのある区域</p> <p>3. 管理区域検査場所図            別紙参照</p>	<p>工事の工程における放射線管理に関する説明書</p> <p>1. 検査に伴う放射線管理            (1) 検査中の放射線管理            被ばく低減及び汚染拡大防止を図るため、検査エリアの環境サーベイを実施するとともに、検査に係る者に対し、伊方発電所放射線管理総括内規(細則-2 放射線管理細則)に基づき管理し、保護衣の適切な着用について指導及び助言を行う。</p> <p>(2) 個人線量管理            線量は、ガラスバッジ及び警報付ポケット線量計を用いて測定する。</p> <p>2. 検査場所の区域区分  </p> <p>(1) 汚染区分            A区分 (注1)            B区分 (注2)            (注1) 汚染のおそれのない区域            (注2) 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等に基づき線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域</p> <p>(2) 線量当量率区分            1 区域：0.1mSv/hを超えるおそれのない区域            2 区域：1mSv/hを超えるおそれのない区域            3 区域：1mSv/hを超えるおそれのある区域</p> <p>3. 管理区域検査場所図            別紙参照</p>
<p>変更理由</p> <p>・検査場所の汚染区分の定義に関する記載を適正化する。</p>	